【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成22年6月24日

TCBホールディングス株式会社

【会社名】 (旧会社名 TCBテクノロジーズ株式会社)

TCB holdings Corporation

【英訳名】

(旧英訳名 TCB Technologies Corporation)

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区道玄坂二丁目6番17号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長大嶽貞夫は、当社および連結子会社の財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有しております。

当社および連結子会社は、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準ならびに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について」に示された内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備および運用しております。

なお、財務報告に係る内部統制は、判断の誤り、不注意等により有効に機能しなくなる場合や、当初想定していなかった組織内外の環境の変化等には必ずしも対応しない場合があるなど、固有の限界を有しており、財務報告の虚偽記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、平成22年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす全般的な内部統制の評価を行った上で、その結果を踏まえ、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備および運営状況を評価することにより、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社および連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性におよぼす影響の重要性は、金額的および質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社および連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、金額的・質的重要性の観点から、重要な事業拠点として当社 (平成21年9月1日をもって新設分割により新設したTCBテクノロジーズ株式会社を含む)、株式会社キャナルを 選定いたしました。また、事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金およびたな卸資産に至る業務プロ セスを評価の対象としました。

3【評価結果に関する事項】

当社は、平成21年9月1日より純粋持株会社制に移行いたしましたが、平成21年8月31日に連結子会社となった2社について、財務報告の信頼性に関するリスクの評価と対応を完了させることができなかったため、全社的な内部統制に不備が存在します。当該内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。

財務報告の信頼性に関するリスクの評価と対応を完了させることができなかった理由は、当該連結子会社について内部統制報告制度に対応する文書化や規程の整備が遅れたためであります。これらの不備は、平成22年2月に当社社長が変わって以降、急速に改善・整備されつつありますが、時間的制約から結果的にリスクの評価と対応を完了させることができなかったものであります。

上述のとおり、一部の子会社に全社的な内部統制の不備がありますが、業務プロセスに係る内部統制は牽制・チェック機能を効かせた業務が遂行されており、かつ、当社財務経理部において決算数値の精査がなされておりますので、連結子会社の財務諸表の適正性そのものは確保されていると判断しております。

4【付記事項】

上記にて記載した内部統制報告制度に対応する文書化や規程の整備については、平成22年4月から5月にかけ基本規程が整備され運用が開始されております。平成22年度第2四半期から第3四半期にかけて評価を実施し、平成22年度第4四半期に最終評価を行います。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。